

- ・市川市教育委員会は、教育の振興を図るため、翌年度の重要な施策を「教育振興重点施策」として定めています。
- ・この重点施策は、市議会2月定例会にて教育長が表明する「教育行政運営方針」の根幹となるものであり、市川市総合教育会議において、協議及び調整を行うものです。
- ・令和5年度は、新 教育振興大綱、第3期教育振興基本計画の点検・評価結果、新たな教育課題への対応を踏まえ、策定いたします。

柱1 新 教育振興大綱

- ① 「生きる力」の育成と健康寿命の延伸
 - ・心も体も健康的な子どもを育む
 - ・子どもたちの食の環境を守る
 - ・地域でいきいきと暮らせる環境を整える
- ② すべての子どもたちが安心して学べる環境の整備
 - ・可能性を広げる豊かな学びの実現
 - ・共生社会の実現
 - ・夢や希望にあふれる明るい未来
- ③ 子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供
 - ・学びと育ちの連続性の確保
 - ・多様な人材の参加による未来を担う人づくり
 - ・子どもたち一人ひとりに寄り添える環境の整備

柱2 第3期教育振興基本計画の点検・評価結果に基づく施策の改善

- ① 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
- ② 食育の推進
- ③ 体力向上の取組の推進

※教育委員会は、毎年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を実施し、公表している。
その結果、課題を有したものが上記の施策である。

柱3 新たな教育課題への対応

- ① 子どもたちの食の環境を整備し、食育の充実を図る
- ② 文化財の保護と活用

令和5年度教育振興重点施策(案)

施 策	柱との対応
○ すべての子どもたちが安心して学べる教育環境の整備と学力向上への取組	1-② 1-③
○ 食の環境及び食育の充実	1-① 2-② 3-①
○ 望ましい生活習慣を身に付け、体力向上を図る取組の推進	1-① 2-① 2-③
○ 特別支援教育の推進	1-②
○ 生涯学習の推進	1-① 1-③
○ 地域とともにある学校づくり	1-① 1-③
○ 幼保小の連携・小中一貫教育の推進	1-③
○ 教育格差の解消	1-②
○ 教職員の多忙化解消・働き方改革	1-③
○ 文化財の保護と活用	3-②

総合教育会議

教育委員会会議にて議決

令和5年度教育行政運営方針